

会計年度任用職員(滋賀県公立小中学校 事務補助員または業務補助員)募集概要

甲賀市では、下記のとおり職員の雇用を予定しています。

注意事項を確認のうえ、希望される場合は申し込みを行ってください。

■業務概要

職種	事務補助員 (または 業務補助員) ※障害者雇用
業務内容	<p>【事務補助員・業務補助員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書および物品の整理、送達に関すること ・その他校長が指示すること <p>【事務補助員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料印刷複写 ・校内掲示物管理 ・図書資料収集整理 ・簡易な pc 入力 <p>【業務補助員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除草、樹木剪定、清掃作業、ゴミ処理 ・湯茶準備 ・施設設備の維持
必要資格や経験等	免許・資格は問いません。
賃金/報酬	報酬は月額とする。 月給 139,405 円 ～ 143,274 円
手当	報酬の他に、期末勤勉手当と交通費（費用弁償）を支給する
支払日	当月 21 日（ただし、休日、日曜日または土曜日に当たるときはその前日等）
勤務場所	甲賀市立水口中学校
雇用期間	令和 6 年 5 月 1 日（水）から令和 7 年 3 月 31 日（月） ※任用の始期は、採用日の状況等により前後する場合があります。
勤務時間	午前 8 時 20 分～午後 4 時 50 分 ※勤務校により多少前後あり
勤務日	原則 週 4 日 週 31 時間 勤務（1 日に 7 時間 45 分勤務） ※週 5 日間 週 31 時間 勤務も可能
休日	土曜日、日曜日、祝日法による祝日を含む週 3 日 ※週 4 日勤務の場合
年次有給休暇	10 日（10 月 1 日に付与 ただし、任用開始時に 3 日付与）
加入保険など	雇用保険 健康保険 厚生年金
災害補償	労災保険
その他	<p>本求人は甲賀市教育委員会で公募および選考を行います。滋賀県教育委員会 が実施する事業ですので、報酬、各種手当等は滋賀県教育委員会の規定に基づ き任用されます。</p> <p>県指定の履歴書を使用してください。</p> <p>障がい者手帳（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳）の 写しを提出してください。</p>

■選考など

募集期間	随時募集中（受付は、土日祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
募集人数	1 人
面接	<p>申し込み後に面接日時を連絡します。</p> <p>甲賀市役所にて行います。会場については後日お知らせします。</p> <p>面接時持ち物：ハローワーク紹介状 県指定履歴書 障がい者手帳（写し）</p>
申し込み方法	・甲賀公共職業安定所（ハローワーク）から申し込み

（裏面に続きます）

■注意事項

- ・ 男女、年齢は問いません。
- ・ 甲賀市役所が出している、同じ雇用期間のフルタイム求人には重複して申込できません。(重複申込は、面接結果の合否待ちの期間を含みます。)
- ・ 許可なく兼業することはできません。(兼業：本業務以外に報酬等を得て他の仕事に従事すること)

■欠格事項

次のいずれかに該当する方は応募できません。(地方公務員法第 16 条関係)

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 甲賀市役所において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者